

入札のお知らせ

秋田公立美術大学に飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定しますので、次のとおり入札参加者を公募します。

令和7年1月24日

公立大学法人秋田公立美術大学
理事長 北 郷 悟

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田公立美術大学自動販売機設置場所貸付			
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所「種類」台数	貸付面積	予定価格(税・税別) ※最低落札価格
	1	研究棟2階 「飲料水」1台 アトリウム棟 「飲料水」1台	各約 1.21m ²	72,000円
(3) 貸付期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで			
(4) 入札参加要件	<p>ア 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程を遵守できること。</p> <p>イ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>エ 租税に滞納がないこと。</p> <p>オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。</p> <p>カ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に国（公益法人等を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績があること。</p>			
(5) 入札参加申込み				
	受付期間	令和7年1月24日(金)から令和7年2月5日(水)まで (※土曜日および日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)		
	受付場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学総務課		
(6) 指名(非指名)通知	令和7年2月7日(金)までにFAXで行う。			
(7) 入札				
	日時	令和7年2月13日(木) 午前10時00分		
	場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学 附属図書館グループ閲覧室		
	入札保証金	免除（公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程第11条による）		
(8) 契約日	令和7年2月20日(木) 予定			

2 入札参加申込みおよび指名に関する事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、令和7年2月5日（水）までに、次の書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 入札参加申込書

イ 法人にあっては法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人にあっては住民票の写し

ウ 固定資産税、法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し

※法人市民税又は個人市民税は直近営業年度のもの。

※固定資産税は令和6年度納期到来分までのもの。

※課税されていない場合や固定資産を有していない場合はその証明書を提出すること。

エ 誓約書（過去2年間における実績を確認できる契約書等の写し添付）

オ アおよびエの様式については、大学ホームページから入手すること。

<http://www.akibi.ac.jp/news/>

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、令和7年2月7日（金）までにFAXで行う。

(3) 入札について

ア 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 入札書に記載する入札金額は、貸付場所における1年間の貸付料の金額を記載すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札金額とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。（消費税および地方消費税の加算にあたっては、100分の10に相当する額を加算する。）

エ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する際は、委任状を入札時に提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

(4) その他

契約上の条件等については、「秋田公立美術大学自動販売機設置場所貸付に関する仕様書」を確認すること。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 質問事項がある場合は、令和7年2月5日（水）までに、FAXで回答先を明らかにして(4)に送付すること。（様式は任意とする。）回答は令和7年2月7日（金）までに入札申込者すべてにFAXで回答する。

- (4) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田公立美術大学事務局総務課

電 話 018-888-8100

FAX 018-888-8101

E-mail soumu@akibi.ac.jp